

# 国際法判例から見る低潮高地問題<sup>(1)</sup>

野 志 郎

目次

はじめに

一、UNCLOS における低潮高地

二、2000 年までの判例

三、2001 年のカタール・バーレーン海洋画定及び領土問題

四、2007 年のニカラグア・ホンデュラス領土及び海洋紛争

五、2008 年のマレーシア・シンガポール主権紛争

六、2012 年のニカラグア・コロンビア領土紛争及び海洋画定

七、2016 年の中比南シナ海仲裁案判決

八、南シナ海の低潮高地についての係争国の主張

おわりに

## はじめに

近年、中国とフィリピンの間の南シナ海紛争の文脈で、低潮高地の問題はまた注目されるようになった。20 世紀初頭から、南シナ海を巡る紛争は百年以上続いてきた。国際法、特に海洋法の発展に連れて、南シナ海紛争も新たな国際法的な側面を呈している。中国、ベトナム、フィリピンなどの係争国はすべて、国際法の文脈での自国の正当性を証明しようとしている。南シナ海に位置する多くの島々の領土主権の帰属に関して、国際法の影響は非常に限定的である。特に海洋の国際秩序に関する最も重要な「海洋法に関する国際連合条約 (United Nations Convention on the Law of the Sea、以下は UNCLOS と言う)」は、近年熱烈に議論されてきたが、そもそも領土帰属の問題を扱っていない。しかし、南シナ海紛争に関する国際法的な議論は、領土帰属問題

---

(1) 本研究は中国国家留学基金の研究助成を受けている。

だけでなく、海中地形の性質の問題をも含む。とある地形は法的に「島」であるか、「岩」であるかという問題は勿論その代表的な問題であるが、低潮高地の性質とそこから生じる権利についての問題もまた、係争国の主張が対立している問題である。本稿の目的は低潮高地に関する UNCLOS の規定、ICJ の判例と他の仲裁案など（低潮高地に関連する部分のみ）を考察し、低潮高地に関する既存の国際法規範を概観することである。

## 一、UNCLOS における低潮高地

低潮高地の定義について、本稿は UNCLOS における明文の規定を基準とする。即ち、「低潮高地とは、自然に形成された陸地であって、低潮時には水に囲まれ水面上にあるが、高潮時には水中に没するものをいう」<sup>(2)</sup>。現在の南シナ海紛争の係争国はすべて UNCLOS に調印しており、この定義に反対したこともなかった。問題となったのは以下の二点である：一、これらの低潮高地は「領土」であるかどうか、即ち領土性の問題；二、低潮高地はいかなる権利を生じ得るのか。

UNCLOS において、低潮高地を言及したのは、第七条、第十三条と第四十七条である。その中、第七条と第四十七条は、領海基線画定の際の、低潮高地に関する制限について規定している。即ち、直線基線または群島基線を画定する際、「恒久的に海面上にある灯台その他、これに類する施設が低潮高地の上に建設されている場合及び低潮高地の全部又は一部が最も近い島から領海の幅を超えない距離にある場合」を除いて、直線基線または群島基線を「低潮高地との間に引いてはならない」。第十三条は、低潮高地を定義した上、その「全部又は一部が本土又は島から領海の幅を超えない距離にあるときは、その低潮線は、領海の幅を測定するための基線として用いることがで

---

(2) 本稿における UNCLOS の日本語訳文はすべて以下を参照している：データベース「世界と日本」「海洋法に関する国際連合条約」1982年 <http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/mt/19821210.T1J.html> 閲覧日：2018.08.06

き]、「領海の幅を超える距離にあるときは、それ自体の領海を有しない」と規定している。

UNCLOS の条文を見ると、確かに低潮高地が海洋権利を生じる条件は厳しく限定されているが、低潮高地自体は領土となり得るかどうかは明言されていない。そもそも領土の問題は UNCLOS の射程を超えるものであるから、UNCLOS はこれを規定する必要もない。

UNCLOS を除いて、低潮高地に関して、どのような国際法的な規範が存在しているのか。また、UNCLOS における規定は、どのように実践されてきたのか。これらの問題を知るために、主要な国際司法裁判所 (ICJ) 判例と国際仲裁案判例を考察する。

本論が考察する案件は主に以下のものである：1951 年のイギリス・ノルウェー漁業問題、1978 年のイギリス・フランス大陸棚画定問題、1982 年のチュニジア・リビア大陸棚画定問題、2001 年のカタール・バーレーン海洋画定及び領土問題、2007 年のニカラグア・ホンデュラス領土及び海洋紛争、2008 年のマレーシア・シンガポール主権紛争、2012 年のニカラグア・コロンビア領土紛争及び海洋画定と 2016 年の南シナ海仲裁案。<sup>(3)</sup>

## 二、2000 年までの判例

低潮高地に関する最初の国際法判例は 1951 年のイギリス・ノルウェー漁業紛争の判例だと考えられる。1935 年 7 月 12 日、ノルウェー政府は法令を公布し、ノルウェー北部の一部の海域を画定し、その地域の漁業権を自国のものと規定した。この法令は国際法に反するかどうかについて、イギリスは ICJ に提訴した。ICJ の判決によると、ノルウェーの法令が使用した画定方法と実際の境界線は、国際法に反していない。<sup>(4)</sup> この案件の判決によって、ノルウェーが採用した「直線基線」は、国際法的に認められた。現在、直線基

---

(3) 判決が出された年を記しており、提訴された年ではない。

線法は領海基線を画定する一つの合法的な方法として、UNCLOSにおいても明文化されている。この案件の焦点は「skjærgaard」（即ちノルウェー沿岸の一連の島嶼群）の間の湾などの水域であるが、低潮高地の問題も言及されている。

1951年に行われたヒアリングにおいて、イギリス政府の代表者、エリック・ベケット（Eric Beckett）は、ノルウェーの海洋限界画定が遵守すべき原則を提示した。その中、低潮高地に関する内容は以下の通りである。「低潮高地がノルウェーの永久の陸地または内水の閉合線の4カイリ以内に位置している場合、ノルウェーの領水の外部限界はその低潮高地の（低潮時の）外縁から4カイリまでとすることができる。これ以外の場合、低潮高地はカウントされない。」<sup>(5)</sup> 当時のイギリスとノルウェーは、「領海の幅は基線から4カイリ」との点について合意があった。つまり、イギリスの主張によると、低潮高地が領海内にある場合のみ、その低潮時の外縁を領海基線とすることができる。

ノルウェー側は、低潮高地の外縁を基線とすることができるという意見に同意していたが、イギリスが提出した限定条件、即ち「領海内にある場合のみ」を反対していた。<sup>(6)</sup> つまり、ノルウェーによると、自国領の低潮高地であれば、付加条件なしで、その低潮時の外縁を領海基線としてカウントすべきである。

結局、ICJはこの意見の分岐について、判断を下さなかった。ICJの判決によると、これを判断する必要はなかった。本件判決において、ノルウェーが採用した海洋限界の画定方法は、合法的だと判断された。ノルウェーが提示した領海基線が用いた基点は、永久の陸地から4カイリ以上離れた点はない。<sup>(7)</sup> となると、ノルウェーの画定方法が認められた以上、イギリスが主張

---

(4) International Court of Justice, *Fisheries (United Kingdom v. Norway) Judgment of December 18th, 1951, 1951*, p.31. <https://www.icj-cij.org/files/case-related/5/005-19511218-JUD-01-00-BI.pdf>, Accessed on 2018.08.06.

(5) *Ibid.*, p.5.

(6) See *Ibid.*, p.16.

(7) See *Ibid.*

した低潮高地に関する制限はあってもなくても、ノルウェーの海洋限界に影響しない。

1951 年の漁業権紛争の判決によって、直線基線法は領海基線の画定方法として、広範的に認められるようになった。この案件は低潮高地を初めて言及した ICJ 判例であるが、ICJ は低潮高地に関する法的判断を下さなかった。しかし、この案件において、イギリスが提出した低潮高地に関する意見は、後の国際法規範に大きく影響した。

1978 年のイギリス・フランス大陸棚画定問題の仲裁判決はもう一つの判例である。イギリスとフランス両国はイギリス海峡における大陸棚の限界画定について、1964 年から 1974 年まで意見交換や協議を行い、1975 年 7 月 10 日に仲裁協定を結んだ。この協定に基づいた仲裁法廷は 1977 年と 1978 年に仲裁判決を出した。<sup>(8)</sup>

本件において、Eddystone Rocks という海洋地形の法的性格が議論的となった。イギリスはこれを島だと主張したのに対し、フランスはこれを低潮高地だと主張した。フランスは、イギリスがこれを大陸棚画定の基点として用いたことに対して反対した。<sup>(9)</sup> 1977 年の仲裁判決は Eddystone Rocks を大陸棚画定の基点としてカウントした。この判断に基づいたのは、係争国の過去の行動<sup>(10)</sup>、即ち 1964 年のヨーロッパ漁業条約において Eddystone Rocks は漁業権の限界画定の基点として使用されたこと<sup>(11)</sup> である。しかし、仲裁法廷は Eddystone Rocks の法的性格に関する一般的な判断を下さなかった。

---

(8) United Nations, *Reports of International Arbitral Awards*, 1978, [http://legal.un.org/riaa/cases/vol\\_XVIII/3-413.pdf](http://legal.un.org/riaa/cases/vol_XVIII/3-413.pdf), Accessed on 2019.03.25

(9) See *Ibid.*, para.125.

(10) Hugo Ignacio Llanos, *Low-Tide Elevations: Reassessing Their Impact on Maritime Delimitation*, p.266, *Pace International Law Review*, Vol.14, 2002, pp.255-272.

(11) United Nations, *supra* note 7, para.140.

UNCLOS が発効するまでの判例はもう一つあり、即ちチュニジア・リビア大陸棚画定問題の ICJ 判決である。チュニジアとリビア両国は 1977 年 6 月 10 日に大陸棚画定に関する特別協定を結び、これも基づいて、1978 年 11 月 25 日に ICJ に提訴した。<sup>(12)</sup> UNCLOS が採択される直前、ICJ は 1982 年 2 月 24 日に最終判決を出した。

本件において、Kerkennah 群島周辺の低潮高地が検討された。チュニジアはこれらの低潮高地が自国の海岸を構成する部分として、大陸棚画定において考慮すべきだと主張したのに対して、リビアの方は Kerkennah 群島自体をも排除すべきだと主張した。<sup>(13)</sup>

ICJ は最終的に、Kerkennah 群島周辺の低潮高地を「関連の事情 (Relevant Circumstance)」<sup>(14)</sup> として、大陸棚の画定に考慮した。法廷によると、「低潮高地は島と同様に自分自身の大陸棚を有しないが、1958 年のジュネーブ条約と海洋法条約草案が示したように、特定の目的のための、ある程度の国際法上の認可がある」<sup>(15)</sup>。そのため、法廷は低潮高地が生じる権利を島の半分として、両国間の大陸棚の限界の画定に用いた<sup>(16)</sup>。

以上の判例の他、1999 年のエリトリア・イエメン海洋画定仲裁において、エリトリアは Negileh Rock という地形に直線基線を引くと主張したが、これが暗礁だったため、中間線画定の際に無視された。<sup>(17)</sup> Negileh Rock は低潮

---

(12) International Court of Justice, *Case Concerning the Continental Shelf Judgment of 24 February 1982*, 1982, para.1-2, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/63/063-19820224-JUD-01-00-EN.pdf>, Accessed on 2019.03.06.

(13) See *Ibid.*, para.15,79.

(14) Hugo Ignacio Llanos, *supra* note 9, p.266.

(15) International Court of Justice, *supra* note 11, para.128.

(16) *Ibid.*, para.129.

(17) Hugo Ignacio Llanos, *supra* note 9, p.267.

高地ではなかったが、仲裁法廷は一応 UNCLOS における低潮高地に関する規定をも引用した。

2000 年以前の判例は、低潮高地の法的性格に言及したことがあっても、明確の判断を示せなかった。1982 年のチュニジア・リビア判決は、ある程度低潮高地の効果を認めたが、やはり曖昧なものでした。その「島の半分」という効果の度合いの根拠も示されていない。

### 三、2001 年のカタール・バーレーン海洋画定及び領土問題

1991 年 7 月 8 日、カタールとバーレーンの間の Hawar 島に対する主権、Dibal と Qit'at Jaradah の浅瀬に対する主権的権利、並びに両国間の海洋限界画定に関する紛争について、カタールは ICJ に提訴した。

カタールの要求は、Hawar 島に対する主権及び Dibal と Qit'at Jaradah の浅瀬に対する主権的権利はカタールにあると判断することと、1947 年のイギリスの決定に基づいて<sup>(18)</sup> 両国間の海洋限界を確定することである。<sup>(19)</sup>

一方、バーレーンの主張は、以下である。バーレーンは Zubarah の主権を有する。バーレーンは Janan と Hadd Janan を含む Hawar 島の主権を有する。以上の島々及び Fasht ad Dibal と Qit'at Jaradah などの地形はバーレーン群島の一部としてバーレーンの主権下にあるとの前提で、両国間の海洋限界を画定すべきである。<sup>(20)</sup>

---

(18) 両国ともイギリスの保護国であった。

(19) See International Court of Justice, *Maritime Delimitation and Territorial Questions between Qatar and Bahrain (Qatar v. Bahrain) Judgment of 16 March 2001*, 2001, para.31, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/87/087-20010316-JUD-01-00-BI.pdf>, Accessed on 2018.08.06

(20) See *Ibid.*, para.33.



図1 カタール・バーレーン判決における海洋限界画定案 (From: Barbara Kwiatkowska, *The Qatar v. Bahrain Maritime Delimitation and Territorial Questions Case*, *Maritime Briefing*, Vol.3, No.6, 2003.)

2001年の最終判決で、ICJは以下の判断を示した。カタールは Zubarah の主権を有する。バーレーンは Hawar 島の主権を有する。カタールの船は Hawar 島とバーレーン群島の間の水域での無害通航権を有する。カタールは Hadd Janan を含む Janan 島の主権を有する。バーレーンは Qit'at Jaradah 島の主権を有する。低潮高地である Fasht ad Dibal はカタールの主権下にある。そして、ICJは以上を前提として、両国間の海洋限界を画定した。<sup>(21)</sup>

この案件において、低潮高地、または低潮高地である可能性がある地形は、

(21) See *Ibid.*, para.252.



両国間の海域に多く存在しており、両国間の海洋限界画定に影響している。このような地形は、主に Fasht al Azm、Fasht ad Dibal、Qit'at ash Shajarah、Qita'a el Erge、Qit'at Jaradah などがある (図 1 を参照)。その中の Qit'at Jaradah は最終的に島だと判断された。

ICJ に提訴した時点で、カタールは UNCLOS に調印したものの、まだ批准しなかった。しかし、カタールとバーレーン両国は、UNCLOS の殆どの条文が国際慣習法を反映していると同意していた。<sup>(22)</sup> それにもかかわらず、両国は低潮高地の性格について、異なる見解を持っていた。<sup>(23)</sup> バーレーンの主張によると、UNCLOS の規定は領海画定するプロセスの規定であり、低潮高地自身の本質は領土であるため、領土取得の基準に準じて、いかなる場所に位置しても、低潮高地は取得することができる。一方、カタールはバーレーンの主張を反対し、低潮高地を取得することは出来ないと主張した。

本件の判決は 1951 年の判決と比べて、低潮高地の性格をより詳しく論じた。ICJ は UNCLOS を引用しつつ、低潮高地について以下のように説明した。<sup>(24)</sup> 低潮高地が両国の領海の重なる部分に位置している場合、原則上、両国ともその低潮線を領海基線にできるが、領海画定の目的で、この競合的な権利は相互中和したとみなされる。低潮高地は「領土」になり得るかについて、国際条約は沈黙 (Silent) している。低潮高地を取得 (Appropriate) することを許可或いは禁止する国際慣習法を形成できるような国家の実践もない。しかし、UNCLOS または 1958 年の領海及び接続水域条約において、「島」と「低潮高地」に対する扱いが異なることから見ると、両者を同一視すべきではない。UNCLOS の規定から考えると、沿岸国が低潮高地を自国領として政府的な行動をしても、「領海の幅を超える距離にあるときは、それ自体の領海を有しない」。中間線画定の際も、領海重複地域にある低潮高地を考慮すべきでな

(22) See *Ibid.*, para.167.

(23) See *Ibid.*, para.200.

(24) See *Ibid.*, para.201-215.

い。UNCLOS 第二条の規定によると、「沿岸国の主権は、領海の上空並びに領海の海底及びその下に及ぶ」ため、一国のみの領海に位置する際、その低潮高地の主権は領海の帰属国にある。

低潮高地が生じる海洋権利について、バーレーンは、直線基線法を運用すれば、本土から離れた島嶼群の島と低潮高地の外縁を基線とすることができると主張した。これに対して、このような方法が運用できるのは、海岸線が深く食い込んだり、海岸にそって島々が直近に位置したりする場合のみであると、ICJ は判断した。<sup>(25)</sup>

ICJ は以上の低潮高地の性格に関する判断の上で、カタールとバーレーン両国間の海洋限界を画定した。さらに、この海洋限界を基に、低潮高地である Fasht ad Dibal はカタールの主権下にあると判断した。<sup>(26)</sup>

通常の場合、陸地が海洋を支配することは、海洋に関する国際規範の一般的な原則であるが、この ICJ 判例は、一つの特珠の事案だと考えられるだろう。ICJ は国家が低潮高地を領土のように取得できるかどうかについて、明示的な判断をしなかったが、低潮高地関連の国際条約を援引して、両国間の海洋限界を画定した。つまり、海洋限界の画定する際に、低潮高地の領土性を判断する必要はなかった。

ここで、一つの注意すべき点がある。本件における ICJ の海洋限界画定は、ロジック上、二つの段階で行われた。第一段階は、低潮高地を考慮せずに、両国の領海基線と領海を画定した。次の段階で、第一段階で画定した領海を基準として、低潮高地の位置を判断し、一国のみの領海に入っている低潮高地の低潮時の外縁を用いて、第一段階で画定した領海基線を修正した。この修正した領海基線を用いて再び両国間の海洋限界を画定した。このプロセスからみると、判決の中での「領海」は、実は二種類ある。一つは第一段階で

---

(25) See *Ibid.*, para.212.

(26) See *Ibid.*, para.220.

画定された「領海」であり、もう一つは第二段階で画定された最終的な領海である。このような方法を使用し得る前提は、低潮高地は領土性が有るかどうかはともかく、通常の領土(島)と性質が異なるだという ICJ の判断である。仮に低潮高地は国家によって取得できるものだとしても、領土と完全に同じものではない。そのため、領海画定の際に、先に通常の領土を基づいて画定し、その後で、低潮高地を配慮して海洋限界を修正した。

#### 四、2007年のニカラグア・ホンデュラス領土及び海洋紛争

ニカラグアとホンデュラスは中央アメリカに位置する隣国であり、カリブ海側の両国の海岸線は隣接している。両国の間で、カリブ海における海洋境界についての紛争が存在していた。1999年12月8日、ニカラグアは両国間のカリブ海に関する紛争について、ICJに提訴した。<sup>(27)</sup>

ニカラグアとホンデュラス両国は、係争地域にある島々の主権についての意見が異なる。<sup>(28)</sup> ホンデュラスは、実効支配によって、係争中の島々の原始的な権原を取得したと主張した。これに対して、ニカラグアは、係争中の島々はどちらの国にも属していないと主張した。

海洋限界の画定についても、両国の意見が分かれている。ニカラグアは両国の海岸線が形成した角度の二等分線を用いるべきだと主張した。これに対して、ホンデュラスは北緯15度線を用いて、両国の海洋限界を画定すべきだと主張した。<sup>(29)</sup>

ICJの判決は、係争中の島々の主権はホンデュラスにあると判断した上、

---

(27) International Court of Justice, *Territorial and Maritime Dispute between Nicaragua and Honduras in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Honduras) Summary of the Judgment of 8 October 2007*, 2007, p.1, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/120/14077.pdf>, Accessed on 2018.08.06.

(28) See *Ibid.*, p.5.

(29) See *Ibid.*, p.5-6.

海洋限界を画定した。その海洋限界は、ニカラグアの主張するラインと異なるものの、両国海岸線の形成した角度を基づいて衡平的に確定した。<sup>(30)</sup>

本件において、低潮高地は主要な問題ではなかった。両国間の海域に位置する地形の中に、高潮時水没する地形もある。このような地形に関して、法廷は2001年のカタル・バーレーン紛争の判決を引用した。即ち、低潮高地を取得することを許可或いは禁止する国際慣習法を形成できるような国家の実践がないこと、低潮高地は島や陸地領土と見なすべきでないこと、領海の外に位置する低潮高地自身は領海を生じないことである。このような見解を前提に、ICJは両国間の海洋限界を画定する場合、係争海域中の低潮高地を除外して、その限界を画定した。

## 五、2008年のマレーシア・シンガポール主権紛争

2003年7月24日、マレーシアとフィリピン両国は共同で、両国間の領土問題についてICJに提訴した。この紛争の標的は、両国間の海域に位置する三つの海洋地形である。即ち、Pedra Branca/Pulau Batu Puteh、Middle Rocks と South Ledge である。<sup>(31)</sup> この中の South Ledge は低潮時のみ水面から露出する地形、即ち低潮高地である。

最終的に、法廷は Pedra Branca/Pulau Batu Puteh の主権はシンガポールに属し、Middle Rocks に対する原始的な権原はマレーシアに属すとの判決を出した。<sup>(32)</sup>

---

(30) International Court of Justice, *Territorial and Maritime Dispute between Nicaragua and Honduras in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Honduras) Judgment of 8 October 2007*, 2007, para.321, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/120/120-20071008-JUD-01-00-EN.pdf>, Accessed on 2018.08.06.

(31) International Court of Justice, *Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore) Judgment of 23 May 2008*, 2008, para.1-2, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/130/130-20080523-JUD-01-00-BI.pdf>, Accessed on 2018.08.07.

低潮高地である South Ledge に関して、両国の主張は異なる。マレーシアは 2001 年のカタール・バーレーン紛争の判決を引用し、「沿岸国はその領海に位置する低潮高地の主権を有する」とした上、South Ledge は「Middle Rocks の領海の中に位置しているため」、マレーシアに属すべきだと主張した。<sup>(33)</sup> 一方、シンガポールはカタール・バーレーン紛争の判決と 2007 年のニカラグア・ホンデュラス紛争の判決を引用し、「低潮高地は独自で取得され得ない」と主張した。<sup>(34)</sup> 法廷は低潮高地に関する UNCLOS の規定と 2001 年のカタール・バーレーン紛争の判決を引用して South Ledge の法的性質を説明したが、South Ledge の帰属先を判断しなかった。低潮高地は位置している領海の帰属先に属すが、本件において、法廷は海洋限界を画定するように依頼されていないため、その判断をしかねる、と言うのが法廷の説明である。<sup>(35)</sup>

## 六、2012 年のニカラグア・コロンビア領土紛争及び海洋画定

2001 年 12 月 6 日、西カリブ海における領土と海洋境界紛争について、ニカラグアはコロンビアに対して、ICJ に提訴した。<sup>(36)</sup> 本件において、紛争の標的となった海洋地形は西カリブ海に位置する多くの島嶼である。最終的に、これらの島嶼の主権はコロンビアにあると、法廷が判断した。<sup>(37)</sup> その中の Quitasueño 地域は 54 の地形 (QS1 ~ QS54) を含む集合であるが、島だと認定されたのは QS32 との一箇所のみであり、他の地形は低潮高地とされた。<sup>(38)</sup>

---

(32) See *Ibid.*, para.273-290.

(33) *Ibid.*, para.293.

(34) *Ibid.*, para.294.

(35) See *Ibid.*, para.296-299.

(36) International Court of Justice, *Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia)* *Judgement of 19 November 2012*, 2012, para.1, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/124/124-20121119-JUD-01-00-BI.pdf>, Accessed on 2018.08.07.

(37) *Ibid.*, para.251.

(38) See *Ibid.*, para.25-38.

係争島嶼に対する主権の帰属先を確認する前に、法廷は低潮高地の性質について、2001 カタール・バーレーン判決を引用しつつ説明した。法廷によると、「沿岸国の領海中に位置する場合、その沿岸国に属すにもかかわらず」、低潮高地は「島とは違って、取得することができない」。<sup>(39)</sup> 海洋限界を画定する際、法廷は UNCLOS の規定に基づいた。

本件の判決は、2001 年のカタール・バーレーン判決より一歩進んで、低潮高地は（島と違って）取得することができない、という判断を出したことは、特に注意すべき点だと言えよう。

## 七、2016 年の中比南シナ海仲裁案判決

2013 年 1 月 22 日、フィリピンは中比両国間の南シナ海紛争を国連海洋法裁判所に強制仲裁手続きを提起した。フィリピンによると、中国が占拠しているミスチーフ（美濟）礁、ケナン（西門）礁、ガベン（南薰）礁及びスピ（渚碧）礁は低潮高地であり、他国の大陸棚或いは国際的な海底であるため、中国の占拠及びそこでの建造物の建設は非法である。<sup>(40)</sup>

これに対して、中国側は 2014 年 12 月 7 日に「立場文件」<sup>(41)</sup> を発表して、フィリピンに反論した。中国によると、低潮高地は領土として取得できるかどうかの問題は明らかに領土主権の問題であり、UNCLOS の解釈と適用の問題ではない。また、この問題に関して、UNCLOS は規定しておらず、他の国際条約と国際慣習法もない。

---

(39) *Ibid.*, para.26.

(40) See Philippines' Department of Foreign Affairs, *Note Verbale No.13-0211 Attachments: Notification and Statement of Claims*, para.14-19, 2013, <http://www.philippineembassy-usa.org/uploads/pdfs/embassy/2013/2013-0122-Notification%20and%20Statement%20of%20Claim%20on%20West%20Philippine%20Sea.pdf>, Accessed on 2016.10.26.

(41) 中国外交部 「中华人民共和国政府关于菲律宾共和国所提南海仲裁案管辖权问题的立场文件」 2014 年 <http://www.mfa.gov.cn/nanhai/chn/snhwtlcwj/t1368888.htm> 閲覧日：2016.10.26

中国は一貫して、南シナ海の領土問題に対して、常設仲裁裁判所（PCA）は管轄権がないとのスタンスを取っているが、PCAは管轄権があるとの判断を示し、2016年に最終判決を出した。<sup>(42)</sup> 本件判決において、ヒューズ（東門）礁、ガベン（南薫）南礁、スビ（渚碧）礁、ミスチーフ（美濟）礁とセカンド・トーマス（仁愛）礁は低潮高地だと判断された。本論が特に取り上げたいのは、スビ（渚碧）礁とサンド礁（敦謙沙洲）及び Thitu（中業）島に関する部分である（図2を参照）。

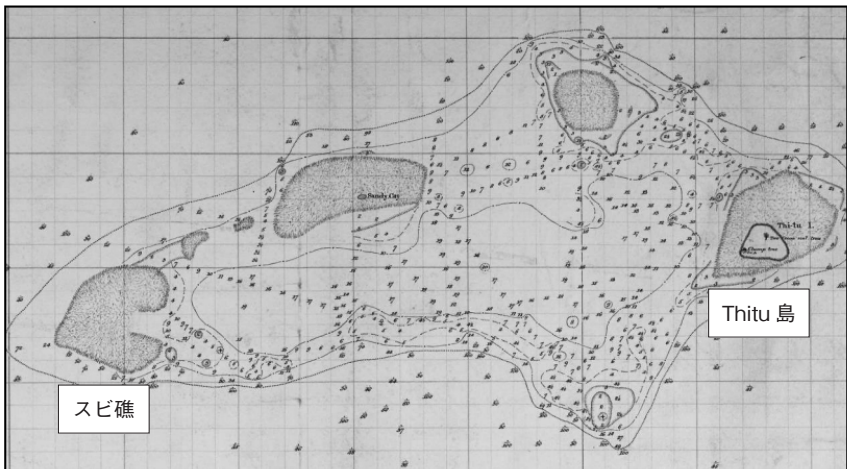


図2 スビ（渚碧）礁とサンド礁（敦謙沙洲）及び Thitu（中業）島（島礁名は筆者が加筆したもの。From: Permanent Court of Arbitration, *The South China Sea Arbitration Award*, 2016.)

仲裁法廷がスビ（渚碧）礁の性質を考察する際に、その12カイリ以内に他の高潮地形（島／岩）があるかどうかをも考察した。本件仲裁判決によると、Thitu（中業）島は高潮地形であるが、スビ（渚碧）礁はその12カイリより

(42) Permanent Court of Arbitration, *The South China Sea Arbitration Award*, 2016, <http://www.pccases.com/web/sendAttach/2086>, Accessed on 2016.10.26.

若干遠くに位置している。スビ礁の12カイリ以内にあるサンド礁(敦謙沙洲)に関して、フィリピン側はこれが水没地形だと主張したが、仲裁法廷はサンド礁(敦謙沙洲)を高潮地形だと認定した。そのため、スビ礁は領海画定の基点として認められた。注目すべき点は、スビ(渚碧)礁についての説明の中の、以下の文言である。「The Tribunal also notes, however, that even without a high-tide feature in the location of Sandy Cay, Subi Reef would fall within the territorial sea of Thitu as extended by basepoints on the low-tide elevations of the reefs to the west of the island. Accordingly, the significance of Sandy Cay for the status of Subi Reef is minimal.」<sup>(43)</sup> (ただし、仲裁法廷はこれをも注意している：サンド礁に高潮地形が無くても、スビ礁はThituの領海内に入っている。Thitu島の西にある低潮高地の礁を基点として、その領海は拡大されたからである。そのため、スビ礁の地位に関して、サンド礁の意味は極小である。)

より分かり易く説明すると、サンド礁も低潮高地である場合、ここでの領海画定プロセスは三段階になる。まずは、Thitu(中業)島は高潮地形として、当然12カイリの領海を生じる。次に、Thitu(中業)島の12カイリ以内に位置する低潮高地の低潮時の外縁を基点として、Thitu島の領海を修正(拡大)する。最後に、拡大された領海の範囲内にあるスビ(渚碧)礁の低潮時の外縁を基点として、Thitu島の領海を更に修正(拡大)する。

このような論理を基づいて、スビ(渚碧)礁も領海を生じると、仲裁法廷が判断した。仲裁法廷は基本的に、2001年のカタール・バーレーン判決の領海画定方法を用いている。前述したように、カタール・バーレーン判決は二段階で領海を画定した。即ち、まず低潮高地を考慮せずに領海を画定し、次に画定された「領海」に入っている低潮高地の低潮時の外縁を用いて領海基線を修正して、再度領海を画定する。仲裁法廷の領海画定方法は、以上の二段階の画定方法の第二段階を、もう一回繰り返したものである。仲裁法廷の

---

(43) *Ibid.*, para.373.



領海画定方法の論理を用いると、前述の二段階の領海画定方法の第二段階は無数回繰り返して応用することができる。最終的に、高潮地形と隣接する一連の低潮高地はすべて領海が生じるようになる。

このような領海画定手続きは、実は従来的一般認識と異なる。例えば、海

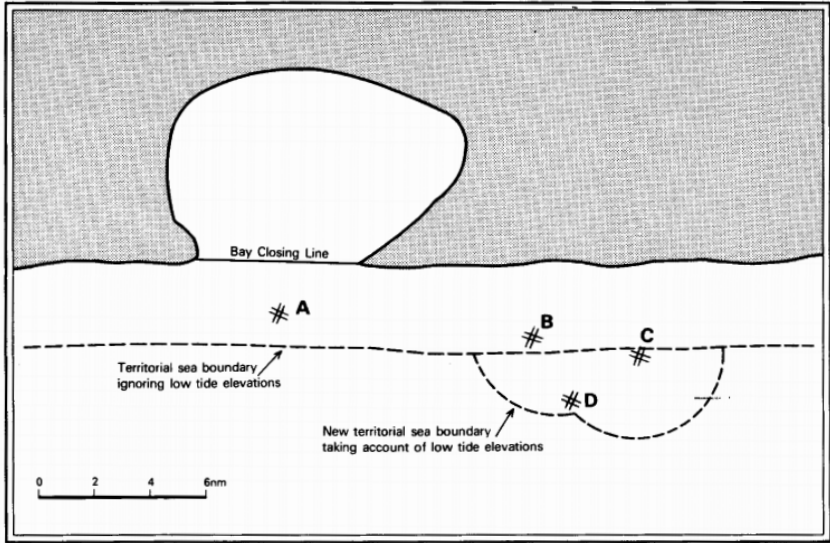


図3 従来の低潮高地から生じる領海の説明 (From: Office for Ocean Affairs and the Law of the Sea United Nations, *Baselines: An Examination of the Relevant Provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea*, 1989.)

上自衛隊幹部学校作戦法規研究室の塩川洋志の論説によると、「本土又は島から領海の幅を超えない距離にあり、基線として用いることを認められた低潮高地から、更なるその領海の幅を超えない距離にある他の低潮高地が領海を持つことは……認められない」<sup>(44)</sup>。このような説が依拠しているのは、国連海

(44) 塩川洋志 「国際法誌上講座：低潮高地の埋め立てに関する国際法的考察」『波涛』2016年 41(4) 通巻第235号 第45頁

洋事務と海洋法室（Office for Ocean Affairs and the Law of the Sea）が1989年  
に出版した『Baselines: An Examination of the Relevant Provisions of the United  
Nations Convention on the Law of the Sea』だと考えられる。この本において、「低  
潮高地DはBとCから計算された領海以内にある事実は関係なく、本土から  
計算された領海の幅の外にあるため、用いられない」<sup>(45)</sup>との説明がある（図  
3を参照）。

この本は各国の領海基線を描く手引きとなり得るものの、これ自身が法的  
拘束力のある文書ではない。2016年の仲裁判決における領海画定方法は、明  
らかにこの本の説明と反している。しかし、2016年の仲裁判決は他の案件を  
拘束する効力がないと思われており、その領海画定方法はどれくらいの範囲  
で認められるかは疑問である。

## 八、南シナ海の低潮高地についての係争国の主張

前述した中比南シナ海紛争仲裁案において、低潮高地の領土性問題は、一  
見両国の論争的的のようだが、実際はそうでもない。

中国が南沙地域に実行的に進出しようとする1980年代において、主要島嶼  
はすべて他の係争者に占拠されていた。中国にとって、この地域で自国の実  
効的な支配を展開するために、小さい岩や低潮高地に建造物を建てて占拠す  
ることは唯一の選択肢であった。また、中国は常に南沙群島をまとまった一  
つの地理単位として、自国の領土主権を主張してきた。ミスチーフ（美濟）礁、  
ケナン（西門）礁、ガベン（南薰）礁及びスピ（渚碧）礁は南沙群島の一部  
とされている以上、中国が「これらの地形は領土だ」という立場に立脚する  
ことは自然である。しかし、前述した中国の「立場文件」の文言から推測で  
きるように、中国は明らかに、低潮高地の領土性問題についての国際法規範

---

(45) Office for Ocean Affairs and the Law of the Sea United Nations, *Baselines: An Examination of the Relevant Provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea*, 1989, para.32.

が不十分であることを意識している。

一方、フィリピンは必ずしも低潮高地の領土性を否定する立場に立脚しているとは言えない。中比仲裁案を見ても、フィリピンが求めるのは、ミスチーフ（美濟）礁、ケナン（西門）礁、ガベン（南薰）礁及びスピ（渚碧）礁を低潮高地だと認定することであり、低潮高地の領土性を否定することではない。これらの地形を低潮高地だと認定さえすれば、島をコントロールしていない中国にとって、国際法的な状況はより不利になる。そもそも、フィリピン自身の領土主張も曖昧的である。フィリピンが主張する「カラヤン群島」の編入に関する法文書、「大統領令 1596 号」は「Declaring certain area part of the Philippine territory」<sup>(46)</sup>との文言を使用している。即ち、「特定の地域をフィリピン領と宣言する」。「特定の地域」について、同法令は六つの点の経緯度を示して、これらの点を結んだ線を用いてこの区域を明示した。しかし、「territory」は領土と領海を包括する概念であり、法令は領土と領海を区別しなかった。「カラヤン群島」のどこが領土で、どこが領海であるかに関して、現在に至るまで、フィリピンの公式な説明がない。即ち、「カラヤン群島」地域にある低潮高地は領土かどうかについて、フィリピンが明言したことはない。実際に、フィリピンは同じく低潮高地であるセカンド・トーマス（仁愛）礁に、老朽化した戦車揚陸艦を座礁させて、これを占拠している。

もう一つの主要な係争国ベトナムも同地域の多くの低潮高地ないし完全水没の地形を占拠している。<sup>(47)</sup> 南シナ海の島嶼に対するベトナムの領土主張は、ベトナムが「黄沙群島」と「長沙群島」に対する主権を有することである。即ち、ベトナム側も中国やフィリピンと同じく、「群島」をまとまった単位と

(46) The Official Gazette of the Republic of the Philippines, *Presidential Decree No. 1596*, 1978, <https://www.officialgazette.gov.ph/1978/06/11/presidential-decree-no-1596-s-1978/>, Accessed on 2019.03.08.

(47) Center for Strategic and International Studies, *South China Sea Features*, <https://amti.csis.org/scs-features-map/>, Accessed on 2019.03.08.

して、その主権を主張している。「長沙群島」の中のどこが領土で、どこが領海であるかについて、ベトナム側も精確に規定していない。

中国、フィリピン、ベトナム三国は、低潮高地の領土性について、いずれも明確な声明を出していない。三国とも曖昧な態度をとり、係争中の南シナ海の様々な地形をまとめた「群島」として、その領土主権を主張している。中国の「立場文件」の文言から見ると、中国側は他の二国よりも、低潮高地の領土性を肯定する傾向がある。

しかし、領土性が有るかどうにかかわらず、南シナ海の低潮高地に対する主権の法的な帰属先は、その周辺にある陸地地形に依存している。2001年のカタル・バーレーン判決で見られたように、低潮高地は通常の領土と異なるとされている。これらの低潮高地の帰属先を判断する前提は、同地域の島／岩の帰属先を特定することである。

低潮高地の領土性問題に関して、各国の間で意見の相違がある程度存在しているが、より重要な問題は、低潮高地から生じる海洋権利である。既存の国際法的規範は低潮高地を他の陸地領土と同等に扱っていないことは、これまでの考察で既に明白となっている。そのため、係争国が低潮高地を「領土」と定義しても、その法的な海洋権利には影響しないであろう。

単独に公海にある低潮高地であれば、海洋権利を生じないが、南シナ海の低潮高地はそうではない。特に南沙群島地域において、多くの低潮高地と島／岩が点在しており、それぞれお互いに接近している。そのため、ここでの低潮高地の生じる権利は、周囲にある島／岩に大きく依存している。12カイリ以内に「岩」がある場合、低潮高地から領海が生じ、「島」がある場合、EEZと大陸棚まで生じ得る。南沙群島地域の島／岩の数について、諸説がある。アメリカの戦略国際問題研究所（CSIS）の統計によると、この地域に40以上の島／岩があり、これらの島嶼の12カイリ以内ある低潮高地も多い。<sup>(48)</sup> 例えば、2016年の中比南シナ海仲裁案において、ヒューズ（東門）礁、ガベン

礁（南部分）、スピ礁は低潮高地であるが、それぞれ他の高潮地形の領海の中に位置している。<sup>(49)</sup>

これらの低潮高地は、その付近にある島／岩の生じる領海または EEZ と大陸棚の範囲をある程度拡張することができるが、その効果の限度は、低潮高地の面積によって決められる。しかし、島と岩を区別する際の基準は、いまだに共通の認識が欠如していると言わざるを得ない。そのため、南シナ海の低潮高地が生じる海洋権利の範囲を精確に判断するのも困難であろう。

## おわりに

低潮高地の法的性格に関して、明文の規定がある国際条約は UNCLOS がある。しかし、UNCLOS が規定したのは、低潮高地の定義と、領海基線画定における低潮高地の位置付けとの二点である。低潮高地は領土になり得るかどうか、即ちその領土性の問題について、UNCLOS も明文に規定していない。

UNCLOS の規定は、ICJ のイギリス・ノルウェー漁業事件から影響を受けたと考えられる。この件の判決において、法廷は低潮高地に関する明確な判断を示せなかったが、イギリス側の主張、即ち「低潮高地が領海内にある場合のみ、その低潮時の外縁を領海基線とすることができる」ことは、UNCLOS の第十三条に引き継がれた。

初めて真正面から低潮高地問題を扱った ICJ 判例は、2001 年のカタール・バーレーン領土紛争である。本件判決は直接低潮高地の領土性問題を解決できなかったが、いくつかの意見を示した。即ち、低潮高地は「領土」になり得るかについて、国際条約や国際慣習法は不十分であること、低潮高地は通常の陸地や島とは異なること、両国の領海が重なる場所に位置する低潮高地が生じる権利中和されるべきこと、一国の領海にある低潮高地はその国家が

---

(48) *Ibid.*

(49) Permanent Court of Arbitration, *supra* note 41, para.384.

主権を有すること、領海の限界の外に位置する低潮高地は独自の領海を生じないことである。さらに、カタール・バーレーン判決は、低潮高地が存在している場合の海洋限界画定問題における、応用可能な海洋限界画定方法を提示した。

2007年のニカラグア・ホンデュラス判決、2008年のマレーシア・シンガポール判決と2012年のニカラグア・コロンビア判決は、基本的に2001年のカタール・バーレーン判決を参考して判断を出した。2012年のニカラグア・コロンビア判決は従来のICJ判決を基に、一歩進んで、「低潮高地は取得することができない」という判断を示した。

2016年のPCAの仲裁法廷による判決も、基本的に2001年のICJ判例を参照しているが、領海画定に際して、ICJの二段階方法の第二段階を複数回繰り返して応用した。このような方法を使用すると、一つの高潮地形(島/岩)と隣接している一連の低潮高地は、高潮地形本体と12カイリ以上離れても、他の領海を生じ得る低潮高地の12カイリ以内に位置すれば、すべて領海(ないしEEZと大陸棚)を生じ得るようになる。このような領海画定方法は、従来の一般認識と反するところもあり、今後一般的な規範になれるかどうかは、更なる観察が必要であろう。

南シナ海の低潮高地に関して、前述したように、その帰属と生じる海洋権利は、周辺の高潮地形(島/岩)に大きく依存している。そのため、南シナ海紛争における低潮高地問題は二義的な問題でしかない。紛争の第一義的な問題は高潮地形の領土主権の問題である。しかしながら、効果が限定的とはいえ、低潮高地の帰属と性質は係争国の国益、即ち法的に主張できる海洋権利の範囲に影響しているため、低潮高地問題はこれからも係争国の関心事項の一つであり続けるであろう。